明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県吾川郡いの町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡佐川町
二　地域再生計画の名称　自伐型林業を核とした地域活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡佐川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県吾川郡仁淀川町
二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした雇用の創出
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県吾川郡仁淀川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡越知町
二　地域再生計画の名称　高知ファイティングドッグスと連携したスポーツで再生する観光事業
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡越知町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県幡多郡黒潮町
二　地域再生計画の名称　黒潮町移住・定住促進事業による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県幡多郡黒潮町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び大野城市並びに福岡県朝倉郡東峰村
二　地域再生計画の名称　県民総活躍社会の実現プロジェクト計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及びうきは市
二　地域再生計画の名称　ブランディングによる農林水産業の基幹産業化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県三潴郡大木町
二　地域再生計画の名称　中小企業の新事業促進と創業支援による地域イノベーションの創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市及び宮若市並びに福岡県遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町並びに田川郡香春町並びに京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡上毛町及び築上町
二　地域再生計画の名称　連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市及び宮若市並びに福岡県遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町並びに田川郡香春町並びに京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡上毛町及び築上町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三